

第 1 4 回 青森県環境審議会

日時：平成 2 3 年 8 月 2 4 日（水）
午後 1 時 3 0 分～午後 3 時
場所：青森国際ホテル 2 階「春秋の間」

（司会）

資料の確認をさせていただきます。

本日、皆様のお手元の方に配付してございますのが、会議の次第、こちらは裏面が席図になっておりまして、両面になっている 1 枚ものの紙でございます。それから出席者名簿、諮問書の写し、それから配付資料一覧というペーパーがございますが、こちらの一覧のうち、諮問案件に係る資料 1 から資料 6 までにつきましては事前に皆様に送付させていただいているものでございます。追加資料といたしまして、事前配付資料の正誤表、1 ペーパーのものがございます。それから報告案件に係る資料 7 及び資料 8 となっております。

もし、資料の不足等がございましたら事務局までお知らせいただきたいと思います。

それでは、ただ今から、第 14 回青森県環境審議会を開会いたします。開会に当たりまして、佐々木副知事から御挨拶を申し上げます。

（佐々木副知事）

青森県副知事を務めております佐々木郁夫でございます。

本日、委員の皆様には大変御多忙の中、会議に御出席賜りまして誠にありがとうございます。また、常日頃から環境行政もとより、県政各般にわたりまして御理解、御協力を賜りましていますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、本県は、世界自然遺産白神山地をはじめ、十和田八幡平国立公園、津軽及び下北半島国定公園、さらにはラムサール条約登録湿地「仏沼」など、優れた自然環境に恵まれ、そこに生息・生育しております野生生物についても貴重価値の高い種が多数見受けられるところでございます。これらの希少野生生物を保護・保全し、かけがえのない自然を次世代へ引き継いでいくのは私たちの世代の責務でございます。

昨年は国際生物多様性年といたしまして、名古屋市で世界会議、いわゆる C O P 1 0 が開催されたところであり、人と自然の共生を通して恵み豊かな生物多様性を育もうとする取組が地球規模で展開されているところでございます。

こうした中、県としましても、「青森県基本計画 未来への挑戦」に基づきまして、恵み豊かな自然の保全と適正な利用を進めるとともに、生物多様性の確保を図りながら、暮らしの中で自然の素晴らしさを実感できる環境づくりに取り組んでいるところでございます。今後と

も、環境行政の充実に努めまして、本県が誇る四季が織りなす美しい風景と豊かな自然環境を後世に是非とも継承していきたいと考えております。

本日は、生物多様性の保全に向けて重要となります「岩木山鳥獣保護区岩木山特別保護地区指定計画書案」ほか3地区の指定計画書案につきまして御審議をいただいた後、「青森県立自然公園条例の一部改正案」及び「青森県自然環境保全条例の一部改正案」について御報告をさせていただきます。

委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げまして御挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

(司会)

続きまして、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は全委員33名中25名の委員に御出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、出席者につきましては別紙名簿を御覧ください。

また、本日は新しく委員になられましたお二方に御出席をいただいておりますので御紹介いたします。

工藤茂樹委員に代わりまして、山田兼博委員です。

山下祐介委員に代わりまして、山口恵子委員です。

よろしくお願いいいたします。

次に、県側の出席者を御紹介いたします。

ただ今、御挨拶を申し上げました佐々木副知事です。

県環境生活部 名古屋部長です。

自然保護課 前澤課長です。

自然保護課 久保自然公園グループマネージャーです。

自然保護課 前田自然環境グループマネージャーです。

環境政策課 菊地課長代理です。

私は本日の司会を務めさせていただきます環境政策課 計画・管理グループマネージャーの工藤でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき会長が議長となっておりますので、以後の議事進行は藤田会長にお願いいいたします。

会長、どうぞよろしくお願いいいたします。

(藤田会長)

それでは、まずは次第に従いまして議事に入りますが、その前に議事録署名者を指名させていただきます。

署名者は佐藤巧委員と岩間たつ子委員でございますが、よろしいでしょうか。

よろしく願いいたします。

続きまして、諮問案件が4件あるということですので、諮問書をお受けしたいと思えます。よろしく願いします。

(佐々木副知事)

平成23年8月24日

青森県環境審議会会長 藤田均殿

青森県知事 三村申吾

諮問書

次の事項について、諮問いたします。

- 1 「岩木山鳥獣保護区岩木山特別保護地区指定計画書(案)」について
- 2 「紅葉山鳥獣保護区紅葉山特別保護地区指定計画書(案)」について
- 3 「沢辺鳥獣保護区沢辺特別保護地区指定計画書(案)」について
- 4 「鮫鳥獣保護区鮫特別保護地区指定計画書(案)」について

以上です。

どうぞよろしく願いいたします。

(藤田会長)

ただ今、諮問書を受け取りましたので本日の議事に入りたいと思いますが、佐々木副知事は公務都合のためここで退席ということです。

(佐々木副知事)

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

(藤田会長)

皆様、お忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございました。

それでは、ただ今の4諮問事項につきまして検討をしていきたいと思えます。

事務局から御説明をお願いいたします。

(前澤自然保護課長)

本日の諮問案件に係る説明をさせていただきます。自然保護課長の前澤でございます。

以降、着席のまま御説明させていただきます。

本日は、諮問案件として岩木山、紅葉山、沢辺、鮫の4箇所の鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）について御審議をお願いするわけですが、資料につきましては予めお送りしたものに沿って御説明させていただきます。

はじめに鳥獣保護区の制度について、資料1により御説明させていただきます。恐縮ですが資料1の表紙の裏、裏面を御覧願います。

(1) 概要でございます。鳥獣保護区とは、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条により環境大臣または都道府県知事が指定する区域であり、さらに同法第29条により鳥獣保護区の中でも特に鳥獣の保護または生息地の保護を図る必要のある区域を特別保護地区に指定することができます。

本県の鳥獣保護区につきましては、全部で88箇所、面積にいたしますと13万2千ヘクタール。このうち特別保護地区は11箇所、2万2千ヘクタールとなっております。

国では鳥獣保護区の指定の目安となる指定基準を示しておりますが、これによりますと森林面積1万ヘクタールにつき1箇所の設定という努力規定を定めております。

これを本県に照らし合わせますと、森林面積は63万6千ヘクタールとなっておりますので、64箇所程度あれば国の基準に見合うこととなります。また、面積につきましては1万9千ヘクタールというのが目安になりますが、この水準から見ますと国の基準を上回っていることとなります。

特別保護地区の指定に当たっては、国指定のものについては中央環境審議会、都道府県指定のものについては都道府県の環境審議会の諮問、答申を要します。

次に(2) 存続期間についてです。鳥獣保護区の存続期間は法第28条第7項の規定により20年を超えることができませんが更新が可能とされています。今回は内容をほぼ同様として更新をするもので、存続期間は最長である20年に設定したいと考えています。

このことについては公聴会における利害関係者などの御意見を踏まえたものであり、また、当審議会の承認を得て策定した第10次鳥獣保護事業計画に沿ったものとなっております。

次に(3) 区域内での制限についてです。鳥獣保護区及び特別保護地区ともに区域内での鳥獣捕獲が禁止されますが、特別保護地区ではこれに加えて水面の埋立、または干拓など、 から に掲げる行為について県の許可を要します。

次に(4) 有害鳥獣による被害の対策についてです。鳥獣捕獲が原則禁止とされる鳥獣保護区特別保護地区ではありますが、区域内に生息する鳥獣によって近隣の農林作物などに著しく甚大な被害があった場合には、市町村の許可を受けてこれらの鳥獣を捕獲できることとされています。

最後に(5) その他についてです。特別保護地区の指定に当たっては、市町村長、主な土地所有者、猟友会、野鳥の会などの利害関係者から意見を聞く公聴会の開催が義務付けられています。今回は7月下旬に県内4箇所において公聴会を開催しました。関係市町村長はじめ関係者の皆様からはいずれも賛成の御意見をいただいております。御意見の要旨

については3ページから6ページに記載しております。

資料1については以上です。

このような鳥獣保護区制度を御理解いただいた上で、今回の計画書(案)の具体的な内容に移ります。皆様には予め資料を御覧いただいておりますので、説明は要点のみとさせていただきます。

それでは資料2、岩木山鳥獣保護区岩木山特別保護地区指定計画書(案)を御覧ください。

1ページの1の(2)特別保護地区の区域です。岩木山鳥獣保護区のうち岩木山山頂付近の区域となります。

申し訳ありませんが5ページを御覧ください。太線で囲まれている区域が鳥獣保護区で、斜線部分が特別保護地区になります。また、数字が記載されていますが、これは国有林の林班番号です。鳥獣保護区全体の面積としては1,787ヘクタール、うち特別保護地区は503ヘクタールです。所有者別としては、林野庁所管の国有林が大部分を占め488ヘクタールとなっております。また、当該区域は津軽国定公園の特別保護地区、森林法に基づく土砂流出防備保安林にも指定されています。

申し訳ありませんが1ページにまたお戻りください。(4)特別保護地区の指定区分です。野生鳥獣の保護繁殖を目的とする鳥獣保護区は、場所によって目的別の指定区分が指定されています。岩木山鳥獣保護区岩木山特別保護地区につきましては、森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域の生物多様性の確保に資することを目的とする森林鳥獣生息地の保護区としての設定となります。

次に(5)特別保護地区の指定目的ですが、イヌワシ、ハチクマなどの猛禽類やウグイス、ヒガラ、ノウサギなどの森林性鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっていることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものです。

次に2、特別保護地区の保護に関する指針です。(1)保護管理方針ですが、1つ目として、現状のままの保全を基本とすること、2つ目として、現場の確認、現場巡視を通じた区域内の鳥獣の生息状況の把握に努めること、3つ目として、地元自治体、森林管理署などの関係機関と連携をした取組をすること、この3つの方針に沿って今後保護に当たっていくという基本的な考え方を示しています。この3つの方針は、この後、御説明する他3箇所についても同様となります。

次に3ページの4の(2)生息する鳥獣類ですが、記載している鳥獣類については日本野鳥の会弘前支部から調査協力をいただきました。を付しているものは一般的に見られる鳥獣で、下線が引いてあるものは環境省令で定める鳥獣及び文化財保護法で天然記念物に指定された鳥獣です。イヌワシは県内において近い将来絶滅が危惧されるAランクの最重要稀少野生生物とされております。獣類については国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカが確認されています。

資料2については以上です。

次に資料3、紅葉山鳥獣保護区紅葉山特別保護地区指定計画書(案)を御覧ください。

1ページの1の(2)特別保護地区の区域です。

また5ページを御覧いただきます。黒石市の北東部に位置し、鳥獣保護区全体としての面積は98ヘクタール、うち特別保護地区については通称中野紅葉山の区域で10ヘクタールとなります。形態別内訳としては全て林野で、他の法令による規制区域としましては黒石温泉郷県立自然公園の第1種特別保護地域、森林法に基づく干害防備保安林、風致保安林に指定されています。

再度1ページにお戻りください。(4)の特別保護地区の指定区分です。紅葉山鳥獣保護区紅葉山特別保護地区につきましては、鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上、必要と見られる区域であることから、身近な鳥獣生息地の保護区としての設定になります。

次に(5)特別保護地区の指定目的ですが、オオタカ、ハイタカの猛禽類やムササビなどの鳥獣が確認されていることから、特別保護地区に指定し当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものです。

次に3ページの4の(2)生息する鳥獣類ですが、こちらも日本野鳥の会弘前支部から調査協力いただきました。オオタカは県内において個体数の減少が危惧され絶滅が心配されるCランクの稀少野生生物とされており、獣類については国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカが確認されています。

資料3については以上です。

次に資料4、沢辺鳥獣保護区沢辺特別保護地区指定計画書(案)を御覧ください。

1ページの1の(2)特別保護地区の区域です。

また最後のページの6ページを御覧ください。深浦町、旧岩崎村になりますが、沢辺海岸に位置します。鳥獣保護区全体としては972ヘクタール、うち特別保護地区は西端の海岸部分18ヘクタールになります。県の県土整備部が一般公共海岸区域管理者として管理をしております、他の法令による規制区域としては津軽国定公園の特別保護地区に指定されています。

恐縮ですが1ページにお戻りください。(4)の特別保護地区の指定区分です。沢辺鳥獣保護区沢辺特別保護地区につきましては、岩木山鳥獣保護区同様、森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域の生物多様性の確保に資することを目的とする森林鳥獣生息地の保護区としての設定となります。

次に(5)特別保護地区の指定目的ですが、変化に富んだ断崖地形を成していることから、ハヤブサの繁殖地となっておりますので、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものです。

次に3ページの4の(2)生息する鳥獣類ですが、こちらも日本野鳥の会弘前支部から調査協力をいただきました。海浜性の鳥類が多く確認されています。県内では絶滅の危機が増大している重要稀少野生生物Bランクに掲載されているハヤブサですが、この区域が

繁殖地であることが確認されています。獣類については確認されておりません。

資料4については以上です。

次に資料5、鮫鳥獣保護区鮫特別保護地区指定計画書(案)を御覧ください。

1ページの1の(2)特別保護地区の区域です。

5ページを御覧ください。八戸市の東部に位置する蕪島神社です。ちょっと見にくいのですが、斜線を付しているところに蕪島という表記があります。鳥獣保護区全体としては3,520ヘクタール、うち特別保護地区については2ヘクタールです。他の法令による規制区域については、ウミネコ繁殖地としての国の天然記念物、種差海岸階上岳県立自然公園の第一種特別保護地域に指定されています。

また1ページにお戻りください。(4)の特別保護地区の指定区分です。鮫鳥獣保護区鮫特別保護地区につきましては、ウミネコの繁殖を確保するための中核的地区と認められることから、集団繁殖地の保護区としての設定となります。

次に(5)特別保護地区の指定目的ですが、鮫鳥獣保護区鮫特別保護地区はウミネコの繁殖のための環境が整っており、繁殖を確保するため特に重要な中核的区域となっていること、国の天然記念物及び環境省レッドリストに絶滅危惧類として掲載されているコクガン、絶滅の恐れのある地域個体群として掲載されているシノリガモの生息が確認されていることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものです。

次に3ページの4の(2)生息する鳥獣類ですが、こちらは日本野鳥の会あおもりから調査協力をいただきました。県内において絶滅が心配される種として、稀少野生生物Cランクに掲載されているコクガン、絶滅の危機が増大している野生生物として、重要稀少野生生物Bランクに掲載されているシノリガモの生息が確認されています。獣類は確認されておりません。

資料5については以上です。

最後に資料6ですが、ただ今説明いたしました以上4箇所の概況写真です。1ページ目は岩木山鳥獣保護区岩木山特別保護地区の8合目から撮影したものです。調査ではイヌワシ、ハチクマなどの猛禽類が確認されています。2ページ目は紅葉山鳥獣保護区紅葉山特別保護地区です。通称中野紅葉山としての観光地で、モミジ、ミズナラ、カシワなどの多様な林層があり、オオタカ、ハイタカなどの猛禽類が確認されています。3ページ目は沢辺鳥獣保護区沢辺特別保護地区です。調査の結果、海岸部の岩場がハヤブサの貴重な繁殖地となっていることが確認されました。4ページ目は鮫鳥獣保護区鮫特別保護地区です。ウミネコの繁殖地として全国的に有名です。

最後、5ページ目は3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による被災状況でございますが、ちなみに写真は5月下旬に撮影したものです。フェンス、トイレ、道路が被災しましたが、津波による影響はウミネコの繁殖地にはなかったようです。現在、八戸市の教育委員会、観光課、国になります。東北地方整備局、それと県の県土整備部が復興

に向けて対応をしているとのことでした。

以上、4箇所の鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）の説明を終わらせていただきます。県といたしましては、今後とも鳥獣保護法などを遵守するなど、適正に管理してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（藤田会長）

ありがとうございました。

4箇所の鳥獣保護区のうち特別保護地区につきまして、全て継続でございますが御説明をいただきました。特別保護地区の継続がいいかどうかということ審議いただくということで、よろしくお願いいたします。

それでは何か御意見がありましたら、どうぞお願いいたします。

ございませんでしょうか。この4地区はとて素晴らしいところがいくつもありまして、特に沢辺鳥獣保護区というのは断崖で崖になっていて、崖のところに穴が空いているんですね。そこにハヤブサが卵を産んでいるといったようなところですし、もちろん八戸の蕪島ではウミネコがたくさん産卵しており、皆さんも御覧になっていると思います。何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ、針生さん。

（針生委員）

野鳥の会としては、本案件について異議はございません。ただ、いつも思いますのは、いわゆる制札についてでございます。ここ数年はちょっと小型になっておりますけれども、今までの制札は積雪によって、いわゆる三角状の形に両端が折れ曲がってしまうような状況がありますが、現在、付けているちょっと小型の制札は大丈夫なのかなという危惧があります。

それからもう1つは、秋田県の十和田湖畔の鉛山とか銀山地区に行きますと、秋田県側は制札の下の方に補助板みたいな形で分かりやすい言葉で解説板を付けているんですね。いわゆる、ここは大事な植物や獣や鳥がいますので守ってくださいとか、そういう内容でしたけれども、正式にはちょっと忘れまして。なかなかあそこまで改めて行く機会がなかったものですから今日は持ってこなかったのですが、そのような解説を付すことなども検討をしていただければなあと思っております。

以上です。

（藤田会長）

はい、ありがとうございました。

事務局で何かありますか。

(前澤課長)

ただ今、制札についてお話がありました。県としては、鳥獣保護員を56名配置しておりますので、鳥獣保護員の情報などを得つつ、雪による影響などが確認された場合、速やかに対応させていただきたいと考えております。

また、秋田県の例のように、補助板の設置については今後さらに県としても検討をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(藤田会長)

ありがとうございました。

あと、蕪島でございますが、特別保護地区ですけれども、津波による被害はなかったと考えていいんでしょうか。

(前澤課長)

それではお答えいたします。

蕪島に関しましては、津波の被災後に八戸教育委員会が、例えばフェンスとかを仮復旧していたため、ウミネコの繁殖には影響は確認されていないということでございます。

(藤田会長)

要は、地域への被害というのなかったというふうに考えてよろしいんでしょうか。繁殖の方は大丈夫だということですが。

(前澤課長)

そうですね、津波は八戸地区は6mとか数m程度の津波が襲来したと聞いております。それで、もちろん海岸部分については、鳥類とはまた別なんでしょうけれども、植物などの影響も懸念されるかと思えます。まずは植物の復元状況について今後とも注視してまいりたいと考えております。

(藤田会長)

分かりました。よろしくお願いいたします。

他に何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

(熊谷委員)

例えば、岩木山、3ページ目の6番、施設整備に関する事項で制札が3本とか2本とかとありますけれども、岩木山の面積とか、工学系だと面積の割にはどうなんだろうと思って。制札の役割とかがちょっと分からないので質問ですけれども。

やっぱり、ここで決まるとこれ以上は増やさない、壊れたら直すという話が今、ありましたが、様子を見て増やしたりとか何かというのあってもいいのかなと。他の地域は10ヘクタールで2本とかでもいいのかなと思ったりしますけれども。ちょっと、そのあたりを教えていただければと思います。

(藤田会長)

事務局何かございますか。

本数が足りないのではないかと御指摘ですね、御意見ですが。

(前澤課長)

現状では、資料にございますとおり制札が鳥獣保護区につきましては3本、特別保護地区については2本ということで運用させていただいておりますが、先ほども申し上げましたが、鳥獣保護員であるとか、関係者の情報などを得ながら、仮に増やさなければダメだという事態が生じれば、さらに検討をさせていただきたいと思っております。

(藤田会長)

私もここに行ってみたんですけども、確かに発見をするのが難しいですね。有料道路の道路際に立っているのですが、入口に立っているはずなんですけれども、なかなか分からなかったというのが実情でして、もう少し目立つようなところに大きく書いてもらった方がいいのかなとは思いましたが、御検討ください。

(前澤課長)

かしこまりました。

(針生委員)

岩木山は例えば、岳、百沢、弥生、大石、長平という具合に主な登山道が5本あるんですよ。ですから、最低でもこの5本の登山道を登っていく登山者がそのエリアに入る段階で分かるように設けた方がよろしいかなと思うんですけどもね。多分、昔の岩木町で発行をした岩木山登山マップに主な登山コースとして5本載っていますので検討をいただければと思います。

以上です。

(前澤課長)

分かりました。

(藤田会長)

やはり、鳥獣保護区特別保護地区というのは狩猟が制限されているところでもありますし、それによって鳥獣が保護されるわけですから、目立つように、その位置に看板を設置いただければと思います。

特に、他にはございませんでしょうか。

ございませんでしたら、御意見、御異議がないということで、この原案どおりに認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは諮問案件の岩木山特別保護地区、紅葉山特別保護地区、沢辺特別保護地区、蕪島の鮫特別保護地区、4箇所とも原案どおり継続を20年間認めるということにいたしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、それで答申させていただきたいと思いますが、それを文章化するのにちょっと休憩をはさみたいと思います。10分くらいでいいでしょうか。事務局はいかがですか。

(事務局)

よろしいです。

(藤田会長)

ではただ今から2時20分まで休憩させていただきます。事務局の方で答申案を書き添えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

<休憩>

(藤田会長)

時間になりましたので審議を再開したいと思います。

それでは、皆様に休憩時間中に配付いただきました答申書(案)を御覧ください。私が読み上げます。

(藤田会長)

平成23年8月24日

青森県知事 三村申吾殿

青森県環境審議会会長 藤田均

青森県環境審議会に対する諮問事項について(答申)

平成23年8月24日付け294号で諮問のあった下記事項については、審議の結果適当と認められるので、この旨答申します。

次の事項について、諮問いたします。

記1 「岩木山鳥獣保護区岩木山特別保護地区指定計画書(案)」について

- 2 「紅葉山鳥獣保護区紅葉山特別保護地区指定計画書（案）」について
 - 3 「沢辺鳥獣保護区沢辺特別保護地区指定計画書（案）」について
 - 4 「鮫鳥獣保護区鮫特別保護地区指定計画書（案）」について
- 以上でございますが、よろしいでしょうか。

（藤田会長）

それでは、この文案どおりということで答申書を答申いたしたいと思います。

（藤田会長）

平成 23 年 8 月 24 日

青森県知事 三村申吾殿

青森県環境審議会会長 藤田均

青森県環境審議会に対する諮問事項について（答申）

平成 23 年 8 月 24 日付け青自然第 294 号で諮問のあった下記事項については、審議の結果適当と認められるので、この旨答申します。

記 1 「岩木山鳥獣保護区岩木山特別保護地区指定計画書（案）」について

- 2 「紅葉山鳥獣保護区紅葉山特別保護地区指定計画書（案）」について
- 3 「沢辺鳥獣保護区沢辺特別保護地区指定計画書（案）」について
- 4 「鮫鳥獣保護区鮫特別保護地区指定計画書（案）」について

以上でございます。

以上で諮問案件についての審議を終了いたします。

続きまして、報告案件でございますが、お手元の青森県立自然公園条例の一部改正（案）及び青森県自然環境保全条例の一部改正（案）について御報告を受けたいと思います。

それでは事務局から説明をよろしくお願いいたします。

（前澤課長）

それでは資料 7、8 になりますが、引き続きまして報告案件について御説明させていただきます。

報告案件は、青森県立自然公園条例の一部改正（案）と青森県自然環境保全条例の一部改正（案）の 2 件についてです。

はじめに、青森県立自然公園条例の一部改正の骨子（案）について御説明させていただきます。資料 7 を御覧ください。

青森県立自然公園条例は、自然公園法をベースに構成されており、自然公園法の改正を踏まえて条例改正を行うものです。改正案の主な内容について御説明させていただきますが、最初に目的の改正についてです。

平成 20 年の生物多様性基本法の制定等、生物の多様性に関する社会的な要請の高まりを踏まえ、条例の目的に生物の多様性の確保に寄与することを追加することとしています。

2 つ目は、県立自然公園の特別地域に係る行為規制の拡充です。自然公園法の改正の背景として国立公園・国定公園などにおいて、近年利用者による木竹の損傷行為、また人為的な植栽や動物の放出等、優れた自然の風景地の保護に影響を及ぼす事例が確認されています。

県が青森県立自然公園条例に基づき指定している県立自然公園においても同様の事例が生じているおそれがあります。そのため、特別地域内において行為規制を強化することとしています。

具体的には、特別地域での行為について許可を必要とする行為として、特別地域のうち知事が指定する区域内において木竹を損傷すること、特別地域のうち知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地または生育地でない動植物であって、知事が指定するものを放出することを新たに追加することとしています。

3 つ目は、公園事業の執行に関する規定の整備です。公園事業の適切な執行を図るため、これまで条例の施行規則で定めていた公園事業の執行に関する規定を条例の中で整備することとしています。

4 つ目は、生態系維持回復事業制度の創設です。自然公園法改正の背景として、国立公園内で鹿による食害の深刻化など、他県の自然公園等においてその地域で生息、生育していなかった動植物の進入・増加等により本来その地域に見られる動植物の生息、生育状況が影響を受け、その結果、生態系が損なわれるなど、優れた自然の風景地の保護が十分に図られていない状況があります。本県の県立自然公園において、このような状況であると認められた場合に対応するために、公園計画に基づき生態系維持回復事業計画を策定し、生態系維持回復事業を行う制度を創設することとしています。

5 つ目になりますが、罰則の追加です。自然公園法の改正において、公園事業の執行の規定に係る違反について罰則が追加されました。そのため、青森県立自然公園条例においても法の改正に準じて追加するものです。

具体的には、公園事業の執行の規定について、公園事業の原状回復命令等に対する違反、公園事業の認可を受けずに変更をした場合や変更認可時の条件違反、公園事業の施設又は管理方法の改善命令への違反、公園事業に係る報告徴収及び立入検査を拒否した場合などの違反、講演事業者がしなければならない届出をしないこと又は虚偽の届出の違反、これらの 5 つの違反に対して新たに罰則を設けることとします。

続きまして資料 8 になりますが、青森県自然環境保全条例の一部改正の骨子（案）について御説明させていただきます。

条例改正の内容について御説明申し上げますが、ただ今、御説明いたしました県立自然公園条例の骨子（案）と重複する内容がございます。重複している内容については省略し御説明させていただきます。

青森県自然環境保全条例は、自然環境保全法をベースに構成されており、自然環境保全法の改正を踏まえて条例改正を行うものです。

改正案の主な内容について御説明させていただきます。1つ目は県自然環境保全地域の特別地区に係る行為規制の拡充です。自然環境保全法の改正の背景として、世界自然遺産地域等において、近年利用者による木竹の損傷行為、人為的な植栽や動物の放出等、自然環境の保全に影響を及ぼす事例が確認されております。

県が青森県自然環境保全条例に基づき指定している自然環境保全地域においても同様の事例が生じているおそれがあります。そのため、特別地域内における行為規制を強化し、これらの行為を規制することとしています。

具体的な内容は、先ほど御説明した内容と同じですので省略させていただきます。

2つ目は、生態系維持回復事業制度の創設についてです。生態系維持回復事業についても県立自然公園条例で御説明をした内容と同じでございます。

3つ目、罰則水準の引き上げです。自然環境保全法の改正において、罰則の最高額が引き上げられたことから、青森県自然環境保全条例の罰則についての追加です。法の改正に準じて引き上げを行うものでございます。

以上、青森県立自然公園条例及び青森県自然環境保全条例の一部改正の骨子（案）についての報告を終わらせていただきます。

（藤田会長）

はい、ありがとうございました。

御意見とか、ただ今の御説明に対して質問等がございましたらお願いいたします。ちょっと分かりにくいかもしれませんが。

例えば、県立自然公園の中でペットを放す行為を行った場合は、条例違反に該当するかどうか、例えば犬を放し飼いにするというのは禁じられるのでしょうかね。

（前澤課長）

基本的にはペットというのは管理されている状況にあるわけですから、ペットを連れて行く行為はよろしいかと思うのですが、例えば、それを全く放してしまい、さらにはそれが仮に生態系に影響を与えとか、そういうことになると当然規制の対象ということも考えられると思います。

（藤田会長）

要は県の自然環境保全地域内とか県立自然公園内にペットを放す場合は、この規制の対象になるのでしょうか、ならないのでしょうか。ならないということでもよろしいんですね。

(前澤課長)

そうですね、全く放してしまって、後は知りませんよということでなければ、それは許可される行為ではないと思います。

(藤田会長)

はい、針生さん。

(針生委員)

例えば、自然公園の中で鎖を付けてペットを連れて行ってそれから放すと。そうすると、例えば犬であれ、猫であれ、嫌いな方もいるわけですね。だから、例えば県立自然ふれあいセンターのある梵珠山では、犬を放している方がいますけれども、えらい迷惑が掛かっていますので、私どもはふれあいセンターで指導をする場合は、犬は繋いだ状態で連れて歩いてくれとか、放さないでくれとお願いしています。例えば、八甲田においてもそういうことでやっていますので、嫌いな人にとってはえらい迷惑なわけですね、犬とかにまとわりつかれば。まあ、猫を連れて歩く人はめったにないかと思うんですけどもね。ですから、その点をはっきりしていただきたいと思います。

(前澤課長)

ペットは基本的にはちゃんと綱を付けて歩くというのは自然公園であれ、この辺の街中でもそれは全く同じだと思います。ですから、山で放す行為は好ましくない行為だと思います。

(藤田会長)

ただ、好ましくないというのと、この条例に基づいてダメですよというのとちょっと違うんですよね、指導の仕方が。だから、そこをちょっと明らかにしていただければと思ったのですが。

(前澤課長)

あくまでもペットは当然御自分で管理されていると思うんですね。それは問題ない。

(藤田会長)

対象外ということですよ。

(前澤課長)

ええ。ただし、例えば、犬を自然公園の中に行って捨てる行為は非常に好ましくない行為だということになっていますね。

(藤田会長)

だから、好ましくないのと条例違反とはちょっと違うものですから。

(前澤課長)

ですから、そういう行為が問題になれば、犬を例えば条例で指定するとか、そういうことは考えられますね。

(藤田会長)

はい。それと、資料8の表ですが、最初の然ヶ岳の野生動物保護地区の面積のところは2段書きになっているんですけども、これはどういうふうを読んだらよろしいでしょうか。戸来岳も2段書きになっていますね、野生動物保護地区のところ、面積のところ。これは合計のところから逆算しますと、両方足しているみたいなんです。内数ではなくて外数みたいなんです。

特別地区の面積のところ。野生動物保護地区。

(事務局)

大変申し訳ございません、確認させていただきます。

(針生委員)

それから、同じく資料8で、県開発規制地域の中の概況にシラスと十和田火山噴出物、という記載がありますけれども、これは同じものじゃないですか、違うんですか。

資料8の一覧表の中の県開発規制地域の白萩平の概況にシラス、長野平の概況に十和田火山噴出物、鷹森山の概況にシラスとありますけれども。十和田火山噴出物が、いわゆる日本的な言い方で通称シラスとか言うんじゃないですか。

(前澤課長)

シラスと火山噴出物は同じではないかということですね。この辺は地質専門の佐藤さんがもしお分かりであれば、申し訳ありませんが御説明いただければ助かります。

(佐藤委員)

十和田火山噴出物にもシラスみたいな、浮石質凝灰岩というんですか、そういうものもあり、他のものもあります。一般的に言っているシラスというのは非常に多いところです。その他にもあります。

例えば、奥入瀬溪流、馬門岩とか屏風岩、あれらも十和田火山の噴出物です。あの岩はガチンガチンに固まっています、溶結凝灰岩と言いますけれども。あれはシラスとは言いませんよね。あれは十和田火山噴出物としてもシラスではないと思いますけれどもね。で

も、シラスというのが大半です。鶴ヶ坂のあたりにシラス採石場、あれも火山噴出物ですので、シラスで火山から流れたものです。

ですので、シラスというのはどちらかと言うと岩みたいにガッチリ固まっていないようなものを指していると思いますが。

(針生委員)

長野平は火山噴出物でできている台地なんですか。

(佐藤委員)

長野平というのは、私はちょっと分からない。白萩平は分かります。

(藤田会長)

ここは、資料には入っていましたが報告事項とはちょっと外れていますので。

(針生委員)

いや、一応資料として一覧表が出てきたんだから、やっぱりここは後で結構ですからはっきりさせておいてください。

(藤田会長)

分かりました。どうもありがとうございました。

(佐藤委員)

追加で言いますと、十和田火山噴出物の中にはシラスも含まれると思います。含めていいと思います。

以上です。

(藤田会長)

そうですね。はい。

どうぞ、熊谷委員。

(熊谷委員)

地盤をやっているものだから、今の話で。

今言ったように、シラスって砂みみたいな火山灰の一種で、多分、田子の方は、私が今、見ている不法投棄の現場あたりを掘ってみている時はロームという粘土のものも、本当に細かいものですね、シラスよりもっと細かいものが堆積しているようなものもいっぱいあるということで、多分、岩もあれば、当然ですけれども火山の近くは岩が落ちて、だんだ

ん細くなれば遠くの方で堆積するということで、多分 20～30 万年前ですから、そのあたりのやつで、多分これを書いた人は、シラスは砂っぽいのがいっぱいあると。噴出物はいろんな種類のものが混じっているところだという意味で書いたんだと思いますけれども。

でも、地質学的とか地盤工学的にという話ではないと思いますので、これは間違いな表現ではありませんけれども、私の方で言えば、多分十和田火山灰質土とか、そんな話になりますね、多分。

(藤田会長)

先ほどの数字の御説明はお願いできますか。

分からなければ次回でもいいですが。

(前澤課長)

申し訳ありませんでした。野生動物保護地区が 2 箇所に分かれていますので、このような表記をしているということでございます。

(藤田会長)

そういう意味ですか、分かりました。ありがとうございました。この数字は、2 箇所に分かれていますということですね。

他にございますでしょうか。一応、条例改正(案)は報告事項なのでこの辺でよろしいでしょうか。この条例が適用されるのは来年からでしょうか。

(前澤課長)

条例の改正案ですので、県議会に上程させていただきます。当然ある程度の周知期間が必要でございますので、今のところは事務局としては 24 年 4 月 1 日から施行という案で考えております。

(藤田会長)

はい、分かりました。

特に他に御意見等ございませんようですので、それではこれをもちまして本日の議事を終了いたします。

以上でございます。

(司会)

藤田会長、委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。

閉会にあたりまして、名古屋環境生活部長から御挨拶申し上げます。

(名古屋部長)

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、御出席を賜りまして、また熱心な御審議をいただきまして誠にありがとうございます。

おかげをもちまして諮問案件4件、報告案件2件につきまして、貴重な御意見をいただくことができました。厚く御礼を申し上げます。

本日、委員の皆様からいただきました御意見、御提言につきましては、今後の環境行政にできるだけ反映させてまいりたいと、それをもって環境保全の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。これからも本県の環境をより良いものとするため、御指導、御鞭撻のほど、よろしく願い申し上げまして閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第14回青森県環境審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。